



今月の言葉 花冷え

桜が咲く頃、陽気が定まらず、
一時的に寒くなることがあります。
その季節の感覚を表した言葉。

寒いけれど、桜の感覚から離れたくない、
そんな日本語の感性、
身体は冷たさに縮んでも、
背景には春の訪れ、明るさを感じます。

岩手・巖美溪にて

photo by Osamu.K

今月の写真：まだ雪の残る巖美溪

きて3月です。

年度の切り替え時期ということもあり、各方面で制度も切り替わるということがありますね。例えば不動産登記の登録免許税。現在はまだ国会で審議中のようですが、「所得税法等の一部を改正する等の法律案」の中では、土地に関する登記の登録免許税に関して下記のとおり税率を軽減する特例が設けられています。

- ① 売買による所有権移転登記 1,000分の10 (本則1,000分の20)
- ② 所有権の信託の登記 1,000分の2 (本則1,000分の4)

※ ただし、2年間の時限措置です。

実際は平成18年3月31日まで、上記よりも幅広く税率の軽減が設けられ、上の①②だけが引き続き残る形ですので、事実上の増税になります。皆さんの周りでも4月から変更というものが何かありませんか？ご確認ください。

司法書士・行政書士 門田 修

社員の入・退社手続、労働保険の年度更新作業、時間外・休日労働に関する労使協定の更新作業、就業規則の改訂作業など、既にどの作業も準備は、着々と進んでいます。

私たち社会保険労務士にとって春は最も手続業務の多い季節です。皆様としっかり連携を図り、素早く丁寧な、確実な仕事を進めていきたい！と、社労士チーム、今年も気合が入っています。お気軽にお問い合わせください。

今回はあわせて友人であり、朗読家でフリーアナウンサーの渡辺祥子さんの朗読コンサートのチラシを同封させていただきました。CD発表に至る道のりをずっとお伺いしておりましたので、この日を迎えることは私にとっても非常に感慨深いものがあります。祥子さんご自身の想いも詰まったすばらしいものになると思います。5月13日はぜひ宮城県民会館へ足をお運びください。

社会保険労務士 門田陽子



特集:4法一括改正解説☆4月1日施行

労働時間等設定改善法

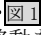

時短促進法の恒久法として制定されました。年間 1800 時間の一律設定から、各社が自主的に労働時間等の設定を改善するものへとスタンスをかえています。

労働安全衛生法

危険・有害性の洗い出しと必要な対策を講じる義務、機器等の設置時の届出義務、安全衛生方針の組織的な運用と工事届出免除等について、各条が改正となりました。(個別にお知らせしていきます。)

労災保険法

通勤は本来、『住居と就業の場所』を合理的な経路・方法で往復することですが、下記も該当することになります。

1. 複数就業者の事業所間の移動…
2. 単身赴任者の赴任先・帰省先住居間の移動…



労働保険徴収法

有期事業のメリット増減幅が継続事業と同じ±40%に。

秘書ミズホの ワンポイントリフレ VOL. 3

「あっ！花粉・・・」そんなとき。

リフレクソロジーを定期的に行うことによって、花粉症の涙が出る・鼻がつらい・目がしょぼしょぼする・・・などのさまざまな症状を緩和させることに役立ちます。

【目の反射区】・・・人差指と中指の間の付け根より少し下の部分をつねるよう刺激しましょう。

【肺の反射区】・・・指と指の間を下から上に向かって押しすべらすように刺激しましょう。せきやくしゃみの苦痛を和らげます。

～relax～ ペパーミントマスクでスッキリ爽快に！

コットンかガーゼにペパーミントのエッセンシャルオイルを1滴たらし、マスクのガーゼの間にはさみ、マスクをしましょう。ペパーミントに含まれるメントールの刺激で鼻の通りをよくなります。ユーカリのエッセンシャルオイルもおすすめです。



「労働保険の年度更新」の準備はお早めに・・・。

労働保険(労災保険・雇用保険)の保険料は、年度ごとに概算で申告・納付し翌年度の当初に確定申告の上、精算することになっています。前年度分の保険料の確定申告手続は、毎年4月1日から5月20日までの間に行うことになっており、これを「年度更新」といいます。

今年もあと1ヶ月でこの手続が始まります。昨年4月からの給与データの整理はお早めに。

なお、平成18年度より、『労働保険概算・確定保険料申告書』について、社会保険労務士が「アクセスコード」を用いて電子申請を行う場合には事業主の電子署名を省略できることとなりました。門田事務所では、電子認証を取得しておりますので、皆様のご要請に応じることができるよう、現在準備を進めております。

また、手続に関するご相談は随時受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

	第1期	第2期	第3期
期間	4.1~7.31	8.1~11.30	12.1~3.31
納付期限	5月20日	8月31日	11月30日

※概算保険料額が40万円(労災保険・雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立の場合は20万円)以上の場合又は労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合、労働保険料を3回に分割納付できます。



会社法施行規則・会社計算規則・電子公告規則公布

平成18年2月7日に、上記規則が公布されました。

施行日は、会社法の施行の日とされています。その会社法の施行は、5月といわれています。いよいよ近づいてきました。これらの省令の条文は法務省のホームページからダウンロードできます。 <http://www.moj.go.jp/>

1・2月の事務所ニュースに同封した会社法改正の資料にもたくさんのお問い合わせを頂いています。ご質問などございましたら、お気軽にどうぞ。



個人情報保護法の運用見直しの動き

政府は関係15省庁で構成する連絡会議を開き、個人情報保護法の施行後、「過剰反応」が起きている情報管理について、法解釈や運用基準を明確にし、各省庁が公表しているガイドラインを見直すことなどを申し合わせました。

学校で緊急用の名簿作成を差し控えたり、医療機関が患者に関する情報を家族に提供することを拒んだりするなど、法律を誤解するケースが続いていたことを反映するものです。

最新の情報を常に分かりやすく、迅速にお届けしています。



<http://www.kadota-office.com/>



Kadota office.com 2006.3 #発行:2006年3月1日 #編集・構成:Kadota-Office



事務所カウンターに飾ったちりめんのお雛様。友人の豊職人さんがつくったミニ豊がよく似合います!片づけるのがもったいなので、社労士門田のふるさとが旧暦だったのをいいことに4月3日まで飾っておくことにしました。

編集後記:司法書士の門田は2月1日~3月5日の間、簡裁訴訟等代理関係業務の認定を受けるための特別研修を受けてきました。主に土・日・月曜日に講義が行なわれ、受講時間は合計100時間。この研修のスタート時には“これからの1ヶ月どうなるんだろう?仕事と研修の両立ができるんだろうか?”とかなり不安もありましたが、なんとか無事に研修を終えることができました。あとは“考査”といわれる試験(6月4日)をクリアするだけです。とはいっても机上の勉強だけでは実務では通用しませんので、自分なりのカリキュラムを作って、更なる研鑽を積みたくと考えています。この1ヶ月にわたる研修を通して再確認したことは、応用力を働かせるためには基礎が大切ということですね。仕事をしていると、基礎に立ち返ることということがつい疎かになってしまいます。

さて、年度末です。4月からの新年度を気持ちよくスタートするためにも今一度、自分の足元を振り返ってみませんか。

発行: 門田 修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田 修
門田陽子 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田 陽子

ADDRESS 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758 URL: <http://www.kadota-office.com/>

✉ 門田修宛: osamu.k@kadota-office.com ✉ 門田陽子宛: yoko.k@kadota-office.com

📖 修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> 📖 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

